

調査計画

1 調査の名称

全国輸出入コンテナ貨物流動調査（特定一般統計調査 その他の一般統計調査）

2 調査の目的

本調査は、港湾を取り巻く物流の内、重要な役割を占める外貿コンテナ貨物について、生産地から仕向国まで、あるいは、原産国から消費地までの流動実態を一貫して把握することにより、我が国の外貿コンテナ物流の全容を明らかにし、今後の港湾の整備や管理運営のための基礎資料を得ることを目的とするものである。

3 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲（全国 その他）

(2) 属性的範囲（個人 世帯 事業所 企業・法人・団体 地方公共団体 その他）

ア 全国輸出コンテナ貨物流動調査

① 全国輸出コンテナ貨物流動調査票（NACCS利用あり）

令和5年11月にコンテナ貨物を税関に輸出申告する通関業者等

② 全国輸出コンテナ貨物流動調査票（NACCS利用なし）

令和5年11月にコンテナ貨物を税関に輸出申告する通関業者等のうち、電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和52年54号）における電子情報処理組織を利用せずコンテナ貨物を輸出申告する通関業者又は輸出申告に係る行政記録情報の使用を希望しない通関業者等

イ 全国輸入コンテナ貨物流動調査

① 全国輸入コンテナ貨物流動調査票（NACCS利用あり）

令和5年11月にコンテナ貨物を税関に輸入申告する通関業者等

② 全国輸入コンテナ貨物流動調査票（NACCS利用なし）

令和5年11月にコンテナ貨物を税関に輸入申告する通関業者等のうち、電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和52年54号）における電子情報処理組織を利用せずコンテナ貨物を輸入申告する通関業者又は輸入申告に係る行政記録情報の使用を希望しない通関業者等

4 報告を求める個人又は法人その他の団体

(1) 報告者数

約1,400事業者

※ 現時点で報告者数は未確定のため、平成30年調査の報告者数を基に算定している。

(2) 報告者の選定方法（全数、無作為抽出（全数階層あり）、有意抽出）

調査実施時期に利用可能な最新の「通関事業者一覧」及び「AEO制度認定事業者一覧」を母集団情報として、令和5年11月にコンテナ貨物を税関に輸出入申告することが見込まれる通関業者及び通関業者を利用せず自ら輸出入申告をする者の全数を報告者とする。

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項

ア 全国輸出コンテナ貨物流動調査

- ・通関業者コード（通関業者に限る。）
- ・申告先税関
- ・申告番号
- ・貨物の生産地の所在地
- ・仕出施設
- ・荷送人業種
- ・工場の種別
- ・貨物の状態
- ・搬出入月日
- ・コンテナ詰め場所の所在地
- ・詰め施設
- ・詰め月日
- ・混載の有無
- ・コンテナの種類
- ・主な輸送手段
- ・海運を利用している場合の利用港湾
- ・船積月日
- ・仕向港（国名・港湾名）
- ・最終の船卸港（国名・港湾名）
- ・申告貨物のフレートトン
- ・申告年月日*
- ・積込港*
- ・積載船(機)名*
- ・仕向地*
- ・統計品目番号*
- ・数量*
- ・申告価格*
- ・申告時の蔵置場所の所在地*

(注) 輸出申告にNACCSを利用している場合には、「*」を付した事項については、調査票への記入を省略することができる。

イ 全国輸入コンテナ貨物流動調査

- ・通関業者コード（通関業者に限る。）
- ・申告先税関
- ・申告番号
- ・貨物の消費地の所在地
- ・仕向施設
- ・荷受人業種
- ・工場の種別

- ・貨物の状態
- ・搬入月日
- ・コンテナ取出場所の所在地
- ・取出施設
- ・取出月日
- ・混載の有無
- ・コンテナの種類
- ・主な輸送手段
- ・海運を利用している場合の利用港湾
- ・船卸月日
- ・最初の船積港（国名・港湾名）
- ・仕出港（国名・港湾名）
- ・申告貨物のフレートトン
- ・申告年月日*
- ・船（取）卸港*
- ・積載船（機）名*
- ・原産地・積出地*
- ・統計品目番号*
- ・数量*
- ・申告価格*
- ・申告時の蔵置場所の所在地*
- ・許可月日*

（注）輸入申告にNACCSを利用している場合には、「*」を付した事項については、調査票への記入を省略することができる。

〔集計しない事項の有無〕 無 有

- ・通関業者コード、申告番号、工場の種別、申告年月日及び積載船（機）名については、回答状況の確認や督促・疑義照会の際に用いるものであり、集計は行わない。
- ・仕向港、最終の船卸港、最初の船積港、仕出港のうち国名については、港湾を正確に特定するために用いるものであり、集計は行わない。

（2）基準となる期日又は期間

令和5年11月1日～11月30日

6 報告を求めるために用いる方法

（1）調査系統

国土交通省（本省）－民間事業者－報告者

（2）調査方法

郵送調査 オンライン調査（政府統計共同利用システム 独自のシステム 電子メール
調査員調査 その他（ ））

〔調査方法の概要〕

- ・国土交通省から調査事務を受託した民間事業者が、報告者に対して調査票の様式（ソフトウェア）を電子メールにより送付し、報告者は、当該様式に入力し、民間事業者に電子メールにより提出する。なお、電子メールによる提出に当たっては、調査票情報が保存されているファイルに対して、パスワードを設定したセキュリティ対策を講ずることとする。
- ・民間事業者は、調査票の様式を郵送し、報告者は、郵送された調査票に記入し、民間事業者に郵送にて提出することができる。
- ・民間事業者は、調査票の収集に併せて、督促及び疑義照会も行う。

7 報告を求める期間

(1) 調査の周期

- 1回限り 毎月 四半期 1年 2年 3年 5年 不定期 その他（ ）
 （1年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年：平成30年）

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

令和5年10月16日～12月15日

8 集計事項

別添のとおり

9 調査結果の公表の方法及び期日

- (1) 公表・非公表の別（全部公表 一部非公表 全部非公表）
 (2) 公表の方法（e-Stat インターネット（e-Stat以外） 印刷物 閲覧）
 (3) 公表の期日
 令和6年3月末まで

10 使用する統計基準

- 使用する→日本標準産業分類 日本標準職業分類 その他（ ）
使用しない

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

- (1) 調査票情報の保存期間
 a) 記入済み調査票：2年
 b) 調査票の内容を記録した電磁的記録媒体：永年
 (2) 保存責任者
 国土交通省港湾局計画課企画室長

全国輸出入コンテナ貨物流動調査 集計事項

- 表1. 船積港・船卸港別貨物量、申告件数、申告価格
表2. 税関別貨物量、申告件数、申告価格
表3. 生産地・消費地別貨物量、申告件数、申告価格
表4. 仕向国・原産国別貨物量、申告件数、申告価格
表5. 仕向港・仕出港別貨物量、申告件数、申告価格
表6. 最終船卸港・最初船積港別貨物量、申告件数、申告価格
表7. 輸出入品目別貨物量、申告件数、申告価格
表8. 蔵置場所別貨物量、申告件数、申告価格
表9. コンテナ詰め・取出し場所別貨物量
表10. 荷送人・荷受人業種別品目別貨物量
表11. 港湾別コンテナ詰め・取出し場所別貨物量
表12. 港湾別混載の有無別貨物量
表13. 生産地・消費地別混載の有無別貨物量
表14. コンテナ詰め・取出し場所別混載の有無別貨物量
表15. 港湾別コンテナ種類別貨物量
表16. 品目別コンテナ種類別貨物量
表17. 生産地・消費地別仕出・仕向施設別貨物量
表18. 港湾別輸送手段別貨物量
表19. 船積・船卸場所別貨物量、申告件数、申告価格
表20. 税関別申告時の状態別貨物量、申告件数、申告価格
表21. 港湾別申告時の状態別貨物量、申告件数、申告価格
表22. 船積港・船卸港別税関別貨物量、申告件数、申告価格
表23. 生産地・消費地別船積港・船卸港別貨物量
表24. 船積港・船卸港別仕向国・原産国別貨物量
表25. 生産地・消費地別仕向国・原産国別貨物量
表26. 船積港・船卸港別品目別貨物量
表27. 税関別品目別貨物量
表28. 生産地・消費地別品目別貨物量
表29. 品目別貨物量、申告件数、申告価格
表30. 船積港別生産地別貨物量
表31. 船卸港別消費地別貨物量
表32. 船積港別仕向港別貨物量
表33. 船卸港別仕出港別貨物量
表34. 船積港別仕向港別最終船卸港別貨物量
表35. 船卸港別仕出港別最初船積港別貨物量
表36. 船積港別発港別貨物量
表37. 船卸港別着港別貨物量
表38. 仕向国・原産国別品目別貨物量
表39. 生産地・消費地別品目別貨物量
表40. 港湾別輸出入関連手続き所要日数
表41. 港湾別生産地・消費地別平均国内輸送日数